

生駒市規則第 3 号

生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 3 月 27 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成 27 年 12 月生駒市規則第 35 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中 25 の項を 26 の項とし、11 の項から 24 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、10 の項の次に次のように加える。

11 市長	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）による被災者台帳の作成に関する事務	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助に関する情報、児童福祉法による障害児入所支援、障害児通所支援、小児慢性特定疾病医療費の支給若しくは措置（同法第 27 条第 1 項第 3 号又は第 2 項の措置をいう。）に関する情報、障害者関係情報、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する情報、地方税関係情報、特別児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和 60 年法律第 34 号附則第 97 条第 1 項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法による妊娠の届出に関する情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）による特定医療費の支給に関する情報
-------	--	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。